株式会社雄山行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和５年10月１日～令和８年９月30日までの３年間

２．内容

目標１：子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入及び周知

＜対策＞

●令和５年10月～　時間単位の取得を認める規程等の策定開始

●令和５年12月～　規程の作成完了

●令和６年　２月～　全社員に対し、制度に関するルールブックを作成の上、配布し周知する

目標２：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

＜対策＞

●令和５年12月～　ルールブック策定開始

●令和６年　２月～　全社員に対し、制度に関するルールブックを配布し、周知する

●令和６年度～　相談窓口の設置、周知に努める